

相続人代表者指定届に関する確認書

1. 被相続人には存命中の直系尊属（父母、祖父母など）または直系卑属（子、孫など。養子や所在不明の者も含む）は存在しません。
2. 届出者は被相続人の兄弟姉妹本人、若しくは既に亡くなった兄弟姉妹の子になります。

東京都後期高齢者医療広域連合長 様

稲城市長 様

本日現在私の知りうる範囲において上記事項に相違なく、私自身が法定相続人となることを確認致しました。

年 月 日

(届出者)

住所

氏名

⑩